

令和3年度 第2回

京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和3年8月6日（金） 午後2時～午後3時30分

2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室

3 出席委員 山田会長，渡辺副会長，飯田委員，小林委員，渋谷委員，鈴木委員，多田委員，
長沢委員，松塚委員，宮村委員，結城委員

4 諮問

(1) 個人情報保護制度の見直しについて

- ・ デジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて，8月6日付けで京都市長から諮問があった。諮問の趣旨について，事務局から説明を受けた。
- ・ 本件を集中的に審議するため，当審議会に（制度）部会を設置することとした。また，当部会の構成員について，会長が当審議会の委員から5名（山田会長（部会長となる），渡辺副会長，小林委員，松塚委員，宮村委員）を指名し，市長による委嘱予定者1名（京都大学大学院 曾我部真裕教授）を確認した。

(2) 「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書について

7月21日付けで諮問があり，事務局から趣旨等の説明を受けた。本件については，既に当審議会に設置している（点検）部会で特定個人情報保護評価書の点検をすることとした。

5 審議事項

京都市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る電子計算機処理事務（第11条の規定に係る個人情報取扱事務を含む。）

(1) 電子データによる預貯金照会事務

（行財政局市税事務所納税室収納対策担当）

主管課から説明を受けた後，承認した。

（主な発言内容）「○：委員，→：主管課，⇒：事務局」以下同じ。

- 照会先は，支店単位なのか金融機関単位なのか。
- 金融機関によって異なる。事務を取りまとめるセンターに照会することもある。
- 照会の件数やそれによる回収率はどれくらいか。
- 照会件数は年間18万件ほど。照会を行った対象の回収率は把握していないが，市税全体の徴収率は，令和2年度は97.9%，例年は約99%である。
- 金融機関からの回答は，紙出力のうえ保管するとのことだが，保存年限はどれくらいか。

- 紙出力した回答はスキャナーに取り込み、紙自体は取り込み次第廃棄する。
- LGWAN端末からアップロードする照会用データは新たに作成するのか。
- 滞納支援システムには元々照会書を作る機能がある。これを改修してデータを作成できるようにする。
- 口座の取引履歴も調べるのか。
- 金融機関によって異なるが、ほとんどは3か月程度の取引履歴をまとめて回答される。

(2) 京都市立芸術大学入学者判定事務におけるインターネット出願システム等の導入

(京都市立芸術大学)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- USBメモリは紛失のおそれがあるが、事故防止のため、機器自体に暗号化やパスコードの設定はするのか。また、業者とのやり取りや、担当課を跨いだ利用はあるのか。
- 業者等とのやり取りはなく、入試担当係内でのみ利用する。
USBメモリは担当者2名のみが扱うため、現時点ではパスコードを使用する予定はない。
- 何らかの拍子に外部に持ち運ばれることもあり得るので、パスコードは設定した方がよい。
- 市長部局の事務ではないため、市立芸術大学はUSBメモリの使用もできるが、事務の稼働前には、管理等の運用体制をしっかりとっておく必要がある。
- 作品のアップロードについて、著作権の整理はできているか。
- アップロード提出は受験生本人の行為であり、作品を入学判定に使用することについて、本学は本人からの同意を得ているものと整理している。また、本学は作品を合否判定のみに使用し、二次利用することはない。
- 作品やアップロードデータの廃棄・削除や返還は適切に行われているか。
- 合否判定の必要資料として本学で一定期間保存したうえ、適切に廃棄又は返還を行っている。
- 今後、高校調査書がデータ化されるということだが、当面はオンラインではなく別途郵送の提出物に含まれるということか。
- 今のところは高校が受験生本人に交付したものを、郵送で提出させる。今後、文部科学省の決定で高校調査書がデータ化されることになれば、受験生本人及び外部に内容が漏えいしない形で、データでの受付を行うことになる。
- なるべく郵送での提出を減らし、全てオンラインで完結できるのが望ましい。
- 提出物の性質や入試の判定者の都合があり、全てをオンラインにするのは難しいだろう。
- 一部の事務はオンラインになるが、従来の手続も残ることで、かえって事務負担が増えないか。
- 現状は出願書類の不備がかなり多く、目視で確認し何度も志願者と電話でやり取りしている。しかし、今後は入力フォーマットに沿って出願させるため不備は減少し、また、本学職員が手入力している事務作業がなくなる。ただし、芸術系大学という性質上、提出方法に郵送が残ることは致し方ない。

- 今回のシステムの導入は一般入試のみを対象としているが、推薦入試等は対象でないのか。
- 現在、本学は一般入試のみ実施しており、推薦入試等は実施していない。推薦入試等の導入について、今後検討していく必要はあると考えている。

6 報告事項

令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況
事務局から資料に基づき説明を受けた。

(主な発言内容)

- 特定の方が情報公開請求や審査請求を何度もするとのことだが、何が目的なのか。
- ⇒ 各々事情があるため一概には言えないが、例えば、請求日の時点によって所管課が保有する対象文書が異なるため、その時点々々の対象文書の状況を把握したいというものがある。また、行政と市民との間に十分な信頼関係を築くことができないことが要因となっていると思われるものや、自身の訴訟資料として利用するため、あるいは、文書がないこと自体を問題にしたいために、何度も同じような請求をしているものもある。
- 事務局は権利濫用等を主張できないのか。
- ⇒ 同一人からの繰り返しの請求については、全国的に問題となっているが、市民の権利行使に対して、権利濫用を主張するのはよっぽどの場合でない限り難しい。

- 市立病院に対する個人情報開示請求の内容は何か。
- ⇒ 電子カルテのアクセスログだったと思う。
- 遺族は故人の情報を請求できるのか。
- ⇒ 遺族による故人の個人情報の開示請求はできない。ただし、故人の情報であっても、それが遺族の個人情報でもあると理解できる場合は、当該遺族が自身の個人情報として開示請求をすることで、関連する故人の情報が開示されることもある。

7 その他

今後の予定

令和3年度第3回審議会は、令和3年10月下旬～11月上旬に開催することとした。